



新リース会計基準との 向き合い方

金子真一税理士事務所
代表 金子 真一

Agenda

第1回

親会社の担当者は大変！

第2回

子会社が求められること

第3回

新リース会計と中小企業

第4回

リース取引に関する日本の会計基準の変遷

第5回

新リース会計基準の簡便的な取扱い

第6回

リース取引に係る税法ルール

第7回

新リース会計における具体イメージ

第1回 親会社の担当者は大変！

親会社(3月決算法人)の財務会計担当者の一年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
3Q決算		4Q決算準備	4Q決算計算書類 決算短信	決算短信 有価証券報告書	有価証券報告書	1Q決算		2Q決算準備	2Q決算	半期報告書	半期報告書

財務会計の担当者に
少し余裕ができるのは
2月と8月

通常業務を優先するため
足の長いタスク、
制度対応等は劣後

親会社に新リース会計の専門家はいない

突然、上司から
新リース会計というルールが
導入されるから担当するよう
指示

何をしなければならないのか
まず上司に理解してもらうこと
が必要

新リース会計で何をしなけれ
ばならないのかを
誰も分かっていない

課題の大きさに対し、
自社のリソースで対応可能か
を判断

新リース会計への対応が必要と考えられる会社

会社の種類	理由
会計監査人設置会社	会計監査を受ける場合、計算書類等の適正性を判断するにあたり、新リース会計基準を含む会計基準等を参照して判断するため
上場企業の子会社等	自社が直接会計監査を受けない場合であっても、自社の会計数値が連結財務諸表の一部となる場合、連結ベースで監査対象となり、原則として親会社同様に新リース会計基準を適用する必要があるため
上場準備会社	将来的に会計監査を受ける場合、会計監査を受ける期の期首残高が適正でないと無限定適正意見を得られないため (通常は上場準備段階から新リース会計基準を含む会計基準等に従った会計処理を行う必要があります)

引用:リース会計基準改正と税務の焦点(図表2)(長谷川哲央／税務QA2025年6月号)

2027年4月強制適用

親会社

子会社等

- ✓ 会計・税の専門家が配属
- ✓ 情報入手する手段が多数ある
- ✓ 監査法人と常に対話
- ✓ コンサルを入れて対応

親自身のことで手いっぱい
子会社の面倒まではみるリ
ソースがない

- ✓ 会計・税の専門家がない
- ✓ 主体的に情報入手をしようとせず、親会社からの指示待ち
- ✓ 会計・税は顧問税理士に丸投げ
- ✓ コンサルを入れる資金力無し

会計・税務ルールの確認

検討対象の洗出しと判断

会計処理の変更

業務フローの変更

推進担当者のアサイン

親会社の監査法人の承認

システムの対応

影響額注記の計数把握

親会社に十分なリソースはない

経験上、親会社は通常業務を回すのにギリギリの陣容で業務運営

親会社の方針がある程度固まらないとグループ会社に共有しない

制度改正対応でアサインされるのは、通常一人

アサインされた者は親会社内の調整、体制整備で手一杯

通常業務との兼務のため足の短い業務が優先

子会社への指示は？

新リース会計基準から引用してきた定義をそのまま提示し、リース取引の洗出しを依頼してませんか？

- ✓ 自分のリスクヘッジは可能です
- ✓ リースは会計や税の担当者は普段目にしていません
- ✓ 果たしてあいまいな指示で監査法人が期待する情報が得られるでしょうか？